

「流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正について

1 改正の背景

平成18年の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行（現「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）により、障害福祉サービスは大きく変革し、個々のニーズも多種多様化しています。

平成16年から就労支援センターで業務が開始された当初は、特別支援学校卒業生等の知的障害者が主な利用で、利用年齢は18歳から20歳代の障害者が中心でした。その後、精神障害者や発達障害者からの相談・利用が増加し、年齢も20歳代から30歳代までの障害者が多く利用しています。近年、中途障害者や離職した40歳以上の障害者からの相談が入るようになり、そうした要望に対応する必要があることから、利用者資格の年齢要件について一部改正するものです。

2 改正の内容

（利用者の資格）に関する第5条第3号に規定する年齢について「15歳以上40歳未満」から「15歳以上65歳未満」に改める。

3 改正により生ずる効果

40歳以上65歳未満の障害者がセンターを利用できるようになり、幅広い年齢層の障害者の就労意欲に対応できるようになり、障害者の社会参加と自立を図ることができます。

4 制定のスケジュール

第4回定例会（12月議会）に上程し、平成27年4月1日から施行予定とします。

5 制定後の取り組み

障害者団体等の集会や会合等を通じ、説明の機会を設ける。また、広報、ホームページ等を利用して周知を図りたい。